

SSBJ基準案の概要（2）

2024年4月

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局



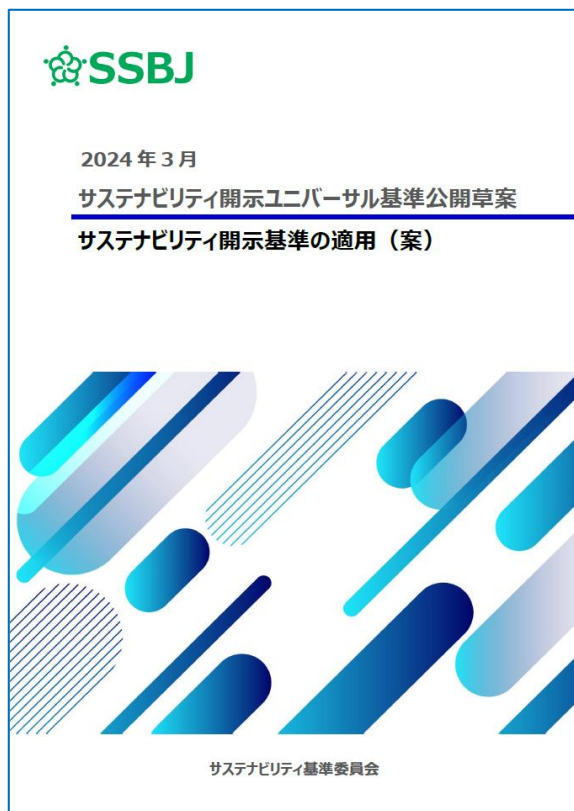
SSBJ基準案の公表

🌱 2024年3月29日、**3つのSSBJ基準案**が公表された

適用基準

一般基準

気候基準

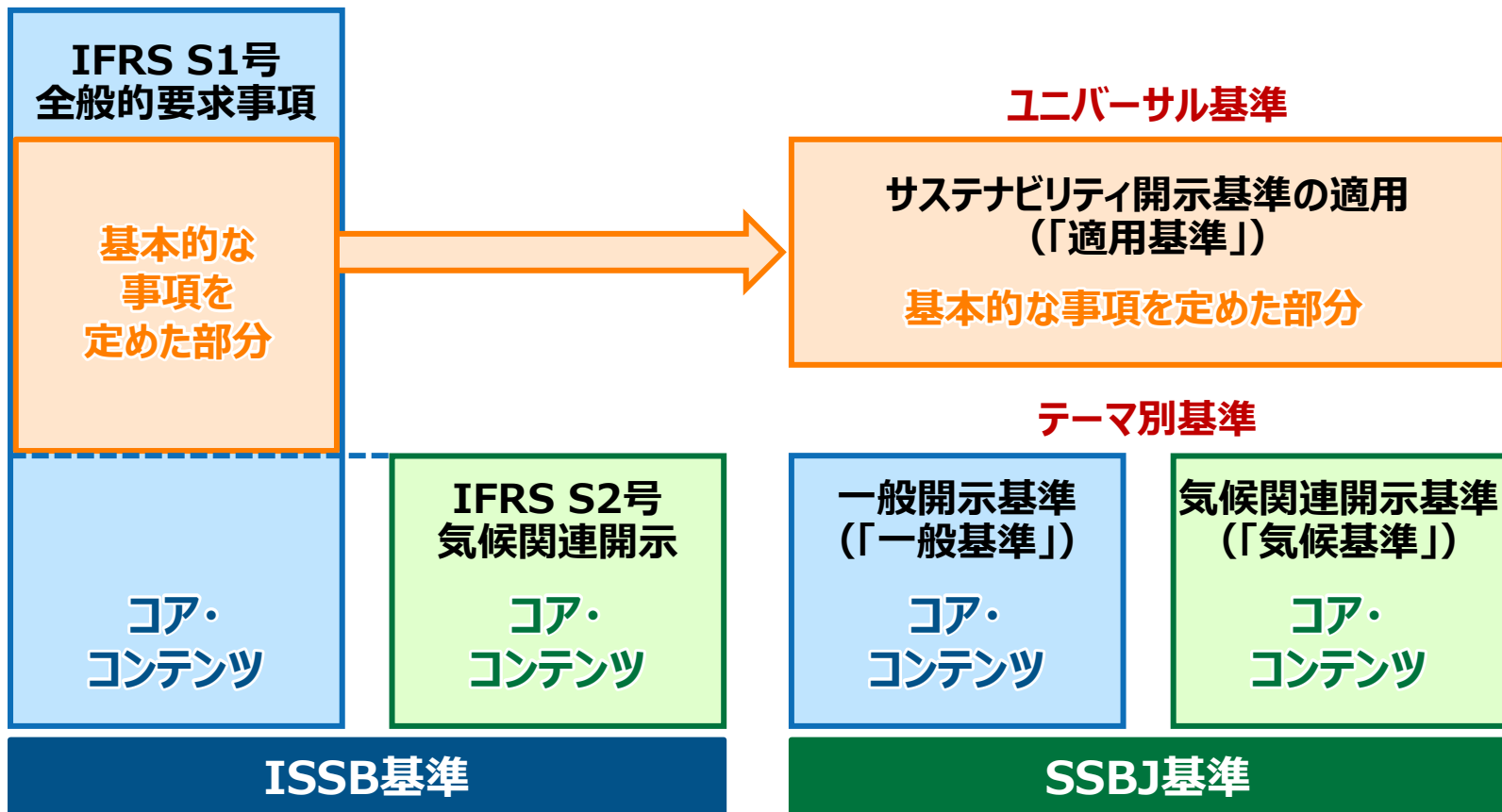


🌱 コメント期間：**4か月**（2024年**7月31日まで**）

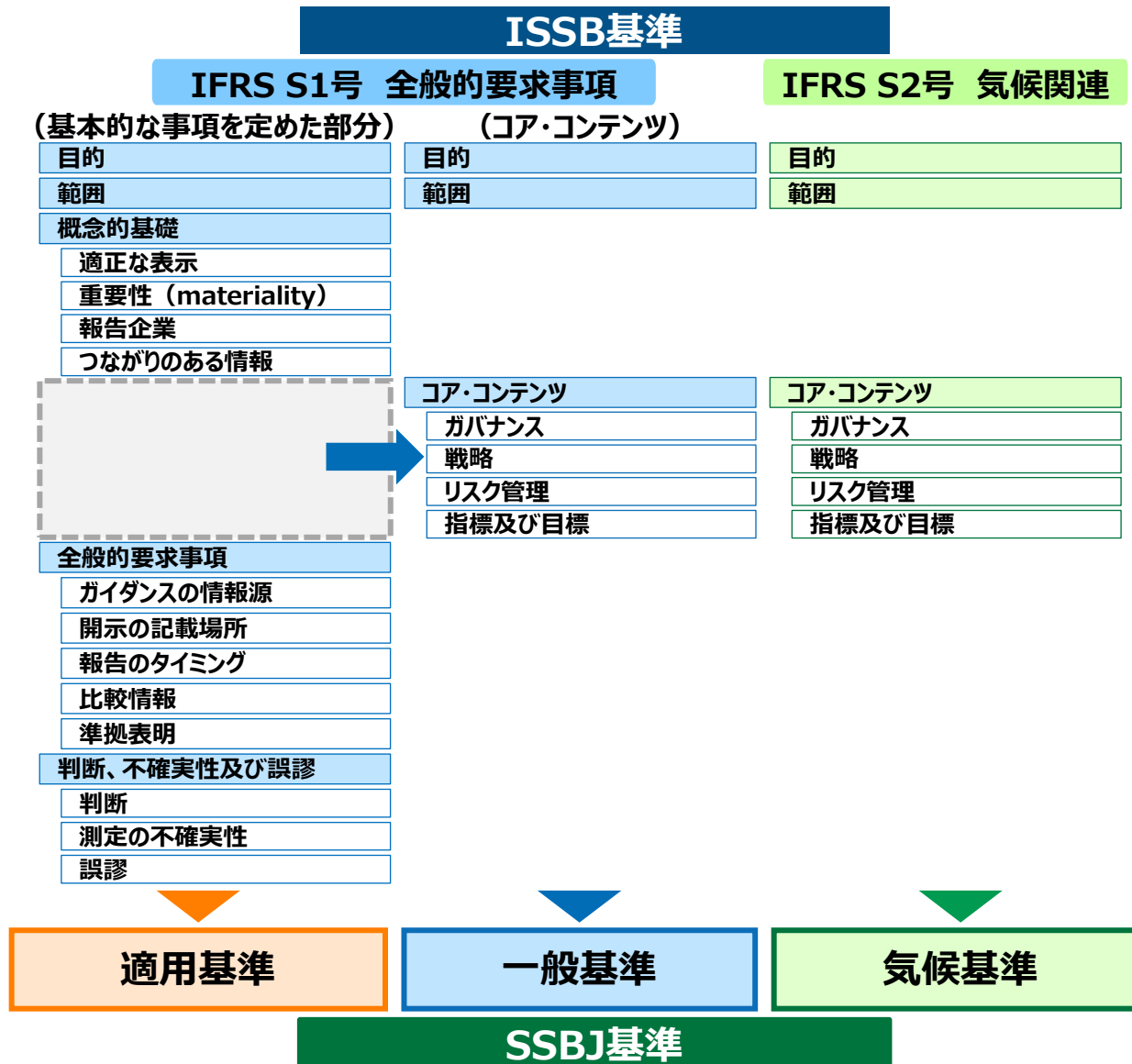


SSBJ基準案の概要

- SSBJ基準案は、IFRS S1号の**基本的な事項を定めた部分**と、**コア・コンテンツを定めた部分**とを、わかりやすさの観点から、**別個の基準（ユニバーサル基準、テーマ別基準）**にして公表している



ISSB基準の構成との比較(2/2)



適用基準案の概要(1/2)

目的	サステナビリティ関連財務開示を作成し、報告する場合における、 基本的な事項 （IFRS S1号の「コア・コンテンツ」に相当する定め以外の定め）を示すこと
範囲	SSBJ基準に従いサステナビリティ関連財務開示を作成し、報告するにあたり適用（関連する財務諸表が準拠する 会計基準によらない ）
報告企業	関連する 財務諸表と同じ 報告企業（連結ベースの企業集団又は単体）
報告期間	財務諸表と同じ 報告期間
報告のタイミング	原則として、 財務諸表と同時に 報告
情報の記載場所	財務諸表とあわせて 開示
表示の単位	数値の表示に用いる 単位 を開示（グラム(g)、ジュール(J)等）
法令との関係	法令により開示が禁止されている場合、開示する必要はない
商業上の機密	サステナビリティ関連の 機会 に関する情報について、 商業上の機密情報 として一定の要件をすべて満たす場合に限り、開示しないことができる
リスク及び機会の識別	サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別にあたり、以下が要求される (1) SSBJ基準を適用 (2) SASBスタンダードにおける開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮

適用基準案の概要(2/2)

開示要求の識別	開示要求を識別するにあたり、以下が要求される (1) リスク又は機会に適用される SSBJ基準を適用 (2) 適用されるSSBJ基準がない場合、 SASBスタンダードに含まれている開示トピックに関連した指標を参照し、その適用可能性を考慮
重要性がある情報の開示	企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して重要性がある情報を開示
コネクティビティ	情報が関連する項目間、サステナビリティ開示内、サステナビリティ開示と財務諸表における つながりを理解できる情報を提供
公表承認日	サステナビリティ関連財務開示の 公表承認日及び承認した機関又は個人の名称を開示
後発事象	公表承認日までに報告期間の末日現在で存在していた情報について情報を入手した場合、当該状況に関連する開示を更新 公表承認日までに発生する取引、その他の事象及び状況に関する情報について、当該情報を開示しないことにより主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合、開示
比較情報	当報告期間に開示される すべての数値（有用な場合は説明的及び記述的情報も） について、 前報告期間に係る比較情報を開示（経過措置あり）

目的	一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示（IFRS S1号の「コア・コンテンツ」に相当する定め）について定めること
コア・コンテンツ	ガバナンス、戦略、リスク管理、並びに指標及び目標に関する開示を提供

目的	一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示（IFRS S2号に相当する定め）について定めること
コア・コンテンツ	TCFD提言を踏まえ、気候関連のリスク及び機会に関して、ガバナンス、戦略（シナリオ分析に基づく気候レジリエンスの評価を含む）、リスク管理、並びに指標及び目標に関する開示を提供
産業横断的指標等	以下の産業横断的指標カテゴリーに関連する情報の開示 (1) スコープ1、スコープ2、スコープ3の温室効果ガス排出、 (2) 移行リスク、(3) 物理的リスク、(4) 機会、(5) 資本投下、 (6) 内部炭素価格、(7) 報酬
GHG排出	原則としてGHGプロトコルを用いることが要求されるが、法域の法令等（例えば温対法）でGHGプロトコルと異なる測定方法が要求される場合は、当該方法の利用が認められる
スコープ2	ロケーション基準に加え、次のいずれかを開示 (1) 契約証書を有している場合は、利用者の理解に必要な当該契約証書に関する情報 (2) マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量の開示

スコープ3	カテゴリー別にスコープ3温室効果ガス排出量を開示 資産運用、商業銀行、保険に関する活動の1つ以上を行っている場合、 又は、それらを業として営むことについて企業が活動する法域の法律等により規制を受けている場合、ファイナンスド・エミッションについて開示
産業別の指標	産業別の指標のうち、主なものを開示 開示する産業別の指標を決定するにあたり、ISSBの「産業別ガイダンス」 については、（適用は要求されないが）参照し、その適用可能性を考慮
気候関連の目標	気候関連の目標がある場合、当該目標に関する情報を開示（温室効果ガス排出目標を含む）

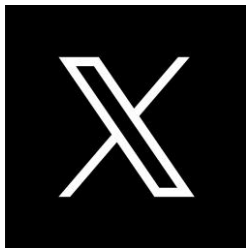


<https://www.ssb-j.jp/jp/>



®

[https://www.linkedin.com/
company/Sustainability-
Standards-Board-of-Japan](https://www.linkedin.com/company/Sustainability-Standards-Board-of-Japan)



SSBJ_Japan